

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の事業区分（2）、<u>（3）、（4）及び（6）</u>の事業の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第2</p> <p>（1）～（2） 「略」</p> <p><u>（3）再造林等推進支援</u></p> <p><u>再造林推進事業者の登録に同意した、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定める選定経営体とする。</u></p> <p><u>（4）資機材整備等支援</u></p> <p><u>事業実施年度までの直近3年以内（事業実施年度の前年度から起算して連続する過去3年度間）に造林事業（地拵、植付、下刈等）を実施する経営体を立ち上げ又は既存の経営体で新たに造林事業を実施する体制を整備した者とし、継続して造林を実施する見込み・能力・体制を持つこと。</u></p> <p><u>なお、造林事業を開始した日の考え方は、①造林事業を開始する旨事業体の定款に記載した日、②造林事業を実施することを目的として法人化した日、③新たに造林班を設置、もしくは既存の作業班で造林を実施する体制が整備された日とする。</u></p> <p>第3～第5 「略」</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第6 この要領に基づき知事に提出する書類は、施行地を管轄する林業事務所を経由して<u>2部</u>提出するものと</p>	<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の事業区分（2）<u>又は（3）</u>の事業の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第2</p> <p>（1）～（2） 「略」</p> <p>「新設」</p> <p>第3～第5 「略」</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第6 この要領に基づき知事に提出する書類は、<u>別表1の（1）及び（2）</u>の事業は施行地を管轄する林</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

別表 1			別表 1		
事業区分	事業内容	対象経費等	事業区分	事業内容	対象経費等
(1) 再造林推進費	伐採跡地の再造林の推進を目的に県が設置する協議会に登録した再造林を推進する者（以下「再造林推進員」という。）が行う伐採跡地の森林所有者に対する仲介活動、森林施業プランの提案及び同意取得活動。	①仲介活動 森林所有者の再造林に対する意思確認から再造林を行う者への仲介活動 ②森林施業プラン作成 森林所有者ごとの再造林から、その後の維持管理に要する経費と伐採により得られる収入等を試算するための森林調査及び提案書の作成 ③同意取得活動 森林所有者から再造林の同意を得るために行う面談、交渉等の活動	(1) 再造林推進費	伐採跡地の再造林の推進を目的に県が設置する協議会に登録した再造林を推進する者（以下「再造林推進員」という。）が行う伐採跡地の森林所有者に対する仲介活動、森林施業プランの提案及び同意取得活動。	①仲介活動 森林所有者の再造林に対する意思確認から再造林を行う者への仲介活動 ②森林施業プラン作成 森林所有者ごとの再造林から、その後の維持管理に要する経費と伐採により得られる収入等を試算するための森林調査及び提案書の作成 ③同意取得活動 森林所有者から再造林の同意を得るために行う面談、交渉等の活動
(2) 林地残材等搬出	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材又はD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する取組。	① 再造林が確実に実施される旨を記載した協定に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 ② 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 注1) チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部、根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材（枝条を含む。）をいう。 注2) チップ等端材1トンは1.2立方メートルとする。 ※添付書類 ・再造林が確実に実施される旨を記載した協定書（別紙）の写し	(2) 林地残材等搬出	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材又はD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する取組。	① 再造林が確実に実施される旨を記載した協定に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 ② 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 注1) チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部、根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材（枝条を含む。）をいう。 注2) チップ等端材1トンは1.2立方メートルとする。 ※添付書類 ・再造林が確実に実施される旨を記載した協定書（別紙）の写し
(4) 再造林等推進支援	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）の推進	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する手数料並びに森林保険料。 注1) 森林保険料は、事業主体が契約をした場合に限る。 注2) 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽をいう（ただし、保安林にあつては指定施業要件で定められた本数の植栽。）。	「新設」		

新旧対照表

新			旧
<p>(5) 資機材整備等支援</p>	<p>新たに造林事業を開始する者等が行う資機材の整備や、技術習得・安全衛生研修への取組。</p>	<p>新たに造林事業を開始する者への資機材の整備や技術習得・安全衛生研修に要する経費の1/2以内。</p> <p>・補助対象の例</p> <p>ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵・土留め柵等構築物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信機器（LPWA等）、携帯型GPS機器、林内作業車（50万円未満のもの）、苗木運搬車、任意傷害保険、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外）</p>	<p>「新設」</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

<p>別記</p> <p>第1号様式（再造林推進費用） 「略」</p> <p>第1号様式（林地残材等搬出用） 「略」</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（再造林推進費用） 「略」</p> <p>第1号様式（林地残材等搬出用） 「略」</p>
--	--

新旧対照表

新	旧
<p>第2号様式～第3号様式 「略」</p> <p>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が異なる場合） 「略」</p> <p>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が同じ場合） 「略」</p> <p>別紙（確約書様式 ※森林所有者、伐採事業者、造林事業者が同じ場合） 「略」</p>	<p>第2号様式～第3号様式 「略」</p> <p>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が異なる場合） 「略」</p> <p>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が同じ場合） 「略」</p> <p>別紙（確約書様式 ※森林所有者、伐採事業者、造林事業者が同じ場合） 「略」</p>

